

令和元年度 第3回大阪府成年後見制度利用促進研究会 議事概要

- ◇日時：令和2年1月9日（木） 午前10時から正午まで
- ◇場所：大阪府庁新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース3
- ◇議題：『成年後見制度利用促進に向けたあり方』について
 - ・中核機関の機能 ③相談機能
 - ・中核機関の機能 ⑤後見人支援機能

1. 中核機関の機能③相談機能

- ① 地域の相談機関への制度理解に向けた有効なスキルアップ研修の実施について
(資料1「第3回大阪府成年後見制度利用促進研究会」(P.2~P.6)について事務局より説明)

(委員)

- 研修は、弁護士会、社会福祉士会、司法書士会の協力もあり、参加した人からは好評で、また参加したい、来年も継続してほしいという声が大半を占める。参加者数が非常に多い市町村とそうでない市町村の差が大きく、府内43市町村を網羅できているとは言えないと思っている。差の原因は市町村行政の考え方が大きいと思う。府域全体を網羅できるように参加者を確保できるよう取り組んでいかないといけないと思う。

(委員)

- 行政によって対応が違う。ある市に相談したらすぐ動いてくれるが、別の市に相談すると、全く動いてくれない。虐待案件等の困難事例で、地域包括支援センターもかなり大変な思いをしていますが、行政として動かないという回答を得ることもあり、行政により温度差を感じる。
- 地域包括支援センターの職員のスキルが全く違う。よく研修を受けたり、行政との連携や、地域のネットワークができているところは協力し合いながら進めていけるが、行政が動かないところは、地域包括支援センターもどうしていいかわからず動けない。私が相談を受けたときに、丸投げされることも結構ある。今は地域包括支援センターと一緒に行政を動かそうということで、虐待案件である等を行政に話をする。
- 一般の事業所は研修を受けているが、ケアマネジャーの能力が全く違う。後見相当案件なのか判断できていない。
- 障がい者やその家族は、第三者が入ることに不安を感じている。障がい者については、個人後見ではなく法人後見で進めてほしいというニーズが結構ある。

(委員)

- 新任職員研修が年 1 回は少ない。税理士会では成年後見制度に携わるにはまず成年後見制度等の机上の理論も含めて 3 日間研修を行い、レポート審査をし、可否をつけている。実務研修では弁護士、司法書士や社会福祉士を講師に呼び、通年研修をしている。2 年で、10 単位、10 時間をクリアしないと推薦しない仕組みにしている。時間制限があると思うが、行政職員の研修でも、外部講師を依頼し、もっと継続した研修をするべきである。研修を通して、成長し、後任に指導すべきだと思う。そうしないと、継続性がないと思う。
- わからないことがあれば、各士業に電話相談や面接相談の無料相談があるので、どう解決すればいいか相談すればいいと思う。

(委員)

- 大阪府の研修にうちの基幹相談支援センターの職員をできるだけ出席させるようにしている。市内には 7 ヶ所の委託相談がある。委託相談の職員まで研修に出席できるかというところ、それぞれの委託相談事業所が 2 人ぐらいでやっているのだから、成年後見制度だけの研修に、職員を半日や一日、出すのは難しい。東大阪市が大阪弁護士会と契約し、弁護士巡回相談を月 1 回していて、もう 6 年目ぐらいになる。そこで後見相当案件もかなり出ていて、弁護士巡回相談が有効に働いている。基幹相談の職員だけでなく、委託相談の職員も相談できるので地域のスキルアップに役立っていると思う。

(委員)

- 地域包括支援センターで様々な業務をしている中で、職員全員が研修に行くのは難しい。大阪府社会福祉協議会がやっている研修に、市社会福祉協議会から 2 名出すのがやっとである。それ以上の人数が行くと他の業務が成り立たない。
- 相談する市民は、この職員が権利擁護を理解しているかわからないので、全職員が最低限、成年後見制度の相談を受けられる体制を作っておく必要がある。市民が初めて電話をかけてきたときに相談にのれないと、次の電話はかかってこない。相談にのる力を養っていかないといけない。地域包括支援センターは新規採用職員の方が多く入ってきて回転が速いので、研修の必要性を感じている。1 日かけてもいいので、新規採用職員に関してはきっちり研修を受けてほしい。
- 親族から成年後見制度の相談を地域包括支援センターで受けたときには、申立支援ができることを伝えている。

(委員)

- 市では昨年度から成年後見制度の計画を作るにあたり、現状分析を進めてきた。相談に来た人が成年後見制度に繋がっていないとか成年後見制度に繋がるまでに時間がかかるといった問題があった。根本原因を探ったときに、職員の相談対応スキルが足りない、ばらつきがあるというところに行き着いた部分もあった。現状、どれだけ研修ができてい

という資料を調べてみた。窓口の職員向けに定期的に研修ができていない。地域包括支援センター職員向けの研修は結構しているが、福祉事務所、保健センター等の職員向けには十分できていない。東大阪市や大阪府でも研修があるが、制度とは何かという研修が多く、新任向け研修が多い。研修時間が限られているため、一般論になりがちだが、対応にばらつきがある現状を考えると、もう少し踏み込んだ研修が必要だと思う。相談対応する際の基準がないので基準の策定を行い、基準に沿った統一的な研修をすることで、スキルのばらつきをなくすことができると思う。

(委員)

- 成年後見制度の支援が必要な人の明確な基準がない中で、成年後見制度利用に係る市長申立ての必要性の判断を行っている。成年後見制度が必要な人にとって、報酬発生により生活面で支障を来すことにならないか、財産状況や、今後意思決定がどれくらい必要なのか、また生活保護ケースワーカーとの関わりがある等、総合的に判断している。明確な基準を示すことは難しいと思うが、こういった人は成年後見制度の必要性が高い等のモデル的なものを、研修の中で示せば非常に有効であると思う。

(委員)

- 本市では基幹型地域包括支援センターは行政直営で運営されている。地域包括支援センターは社会福祉法人に委託されて、各中学校区 15ヶ所に設置されている。基幹型地域包括支援センターはきちっと研修をしているが、地域包括支援センターは、かなりばらつきがある。地域包括支援センターによっては自力で申立し、市社会福祉協議会の出番がない場合もあるが、債務整理がごちゃまぜになってよくわからないから、とりあえず来てくださってというように具体的な事例を整理できていない地域包括支援センターもある。障がい者支援についても本市では、基幹型の行政直営が 1 件と計画相談をしている事業所がある。基幹型からはいいタイミングで相談を受けるが、少人数で計画相談をしているところは相談を受けたときにはかなり遅く、早く対応したかったと思うときがある。かなり広い範囲に具体的な研修をしないと今後中核機関等を作ってもうまく機能しないと思う。

(委員)

- 大阪では成年後見制度の研修を 15 年以上前からやっており、これまでの研修もその都度、内容等を検討しながらやってきている。研修に関わっていて感じるのは、研修に来た人が研修内容を理解しても、市長申立を判断する権限を持っている人は研修に来ていない。市長申立を判断する権限のある人を対象とした研修や意見交換、判断する仕組みづくりをしないとイケない。成年後見制度利用促進基本計画ができ、本研究会で促進のため仕組みを検討し、後見案件が円滑に申立される仕組みを作ることが重要である。

(委員)

- 役所の窓口において成年後見制度のニーズをくみ取れていない。高齢・障がい以外の例えば、固定資産税課や市民課なども含めた職員に制度を周知して、支援が必要な市民の方が役所に来られた場合に担当部署に繋がられるようにするべきだ。もっと言えば、警察や消防を含めた行政全体に広く研修を行う方がいいと思う。地域包括支援センターの職員はかなり成年後見制度について知っているが、本人への説明、成年後見制度に繋ぐまでの過程で苦労している。そのため実務的な研修を行っていくべきだと思う。行政も地域包括支援センターの方も働き方改革で、研修だけに時間が取りにくいと思うので、実務に専門職を呼んで検討、意見交換をして、研修も兼ねることが一番効果的だと思う。

(委員)

- 特に窓口対応をする行政の職員の研修をしないといけない。大阪市が保健福祉関係の窓口対応職員全員に研修しているが、それでも不十分だと思う。従前の調査で、滞納があって発覚する等、どういう人が最終的に成年後見制度に繋げる必要があるか確認されている事例があるので、窓口対応の行政職員に教材等の何らかの形で意識をしてもらう必要がある。行政職員は人事異動があるので、特化して深く知る時期と、窓口対応でニーズをくみ取る時期の二つの時期が必要である。今の研修が良い悪いではなく、発想を転換して仕組みを全部1回見直すという前提に立たない限り成年後見制度の利用促進は難しい。権利擁護に関する機関や地域包括支援センターを中心とした福祉現場の発想も変えていくことが必要である。行政職員も、相談機能を持っている地域包括支援センター等も権利擁護の相談対応を専任でやっているところはほぼない。その中で、どうやったら適切に相談件数を増やしていけるかを考えると、早期発見し、本人申立できる人は本人申立をしてもらう。市長申立をするのは一部の要件、状況を満たした方に限定すべきである。地域包括支援センター等の相談機関もグレーの段階で支援をする難しさがあると思うので、判断能力のある早期の段階に、意識的に本人申立をってもらう風土を作っていかなければならない。仕組み作りと風土作りができるような研修の組立が必要だと思う。現在の研修対象者が不必要ということではなく、啓発的に、早期発見できる仕組みを中に入れたり、市町村の新任職員や全庁の窓口対応職員に座学研修だけではなく、実務研修を取り入れたりすることが必要だと思う。大阪市がランチや地域包括支援センターに対して、相談受付シートを使った実務研修を義務化しているように、新任でも相談対応で後見ニーズが判断できるように大阪府でもチェックシートのようなツールを活用する研修を義務化する必要がある。

② 困難事例の支援の仕組み(案)

(資料1「第3回大阪府成年後見制度利用促進研究会」(P.7からP.9)について事務局より説明)

(委員)

- 資料1の7ページ左側の電話相談の今年度の状況は、12月末現在、500件弱ぐらいで、おそらく今年度は600件前後ぐらいになり、30年度よりは多くなると思う。専門相談件数については、30年度と同等かやや多いと思う。専門相談を受けてもらうには谷町6丁目の事務所まで来てもらう必要があるので、専門相談を利用される方は移動ができる人が前提になる。現地に行く仕組みもあった方がいいと思うが、5年ほど前に出張相談では、専門相談をしていた時期もあったが、思うように予約が入らなかった。もし現地出張するという仕組みを作るのであれば、利用しやすさ等仕組みをしっかりと準備してから始めないといけない。申し込みがないともったいないことになる。

(委員)

- 大阪府社会福祉協議会に電話相談をしたことはあるが、困難事例は、顔が見えてる人に相談するというところが、現場では主になるため専門相談を使ったことはない。それぞれがそれぞれの伝手を使いながら、ケースの困難具合によってケース検討に招集する人を変えているのが現状である。電話相談窓口があっても誰が出るかわからないため相談に行っている件数は少ないと思う。

(委員)

- ちょっと聞きたいことを電話相談したことはあるが、電話だけではきっちりこちらの意向を伝えることが難しいので、あまり使ったことはない。専門職にアセスメントをきっちり伝えるために、いつも自分たちが相談している専門職に現場で直接お会いし相談している。そのため専門相談は使ったことはない。

(委員)

- 大阪では専門相談も長くやってきているので、できるだけこれをベースに中身を充実させていく形で仕組みを作ってほしい。平成10年から20年ぐらいの頃は必ず専門相談があった。そこから成年後見制度に繋げたり、権利擁護の観点で即対応が必要なケースが多かった。しかし年を追うごとに相談が減り、相談件数枠は毎週2件あるが、相談が1件しかないとかあるいは全くないということも出てきた。その間の変化として地域包括支援センターが整備された等もあり、一概に相談が減った原因はいえないが、専門相談が後方支援的な位置づけになってきたということで減ったということがあるかもしれない。専門職派遣は、相談する側からすると、その専門職の派遣を依頼するハードルが高いと思う。専門職が出向いて行って、地域包括支援センターやご本人の御自宅に出向いて行って相談を受けるので、使い勝手のいいところもある。他方、定例で、どこかに相談場所があって、そこに行けば相談できる方が相談しやすいっていう人もいると思う。それぞれメリットがあるので、両方を仕組みとして作っていったらと思う。

(委員)

- 専門相談を利用したことはない。法的な判断が必要な場合は、顧問弁護士に相談をしている。申立の際でも、本人申立が可能なら、顧問弁護士にお願いしてやっている。

(委員)

- 研修、アンケートやヒアリング等で職員の説明能力を上げることが課題として出ている。専門職派遣はどのタイミングでも、どこでも専門相談できるため、使い勝手がよい。ご本人たちにどう説明してよいか経験不足だとか、ご本人はOKしているが周りの親族とか地域の方が納得していないときに呼ばれる。成年後見制度を説明し、成年後見制度を使ったときの生活のイメージをみんなで共有したりする。制度説明や事務の手伝いに行くのではなく、特に親族とか、地域の方々が十分にご理解いただけない前段で成年後見制度が必要だけど進めにくいといった課題、困難性のところで、具体的にどういう手順、言い方をすれば前へ進むかを一緒に考え進めていく。大阪市の派遣のあり様は今の現場の実態としては有効だと思う。周知がまだまだ不十分のため、数としてはまだ低調である。

(委員)

- 困難事案は、断片的な相談では、成年後見制度であるとかその周辺の支援に結びついていない。やはり継続した支援が必要だと思う。その現場に行ってみたらご本人の背景等、色々わかることが多いと思うので、継続した関係を築けるという意味で専門職派遣を通して顔の見える関係づくりが有用だと思う。大阪市の話もあったが、堺市にも、アウトリーチの相談があり、司法書士の場合はセンターの社会福祉士資格を持っている人と一緒に行き、相談対応にあたっている。すぐにはやっぱり解決に結びつかないが、一定期間を経て何らかの落としどころっていうのが出てくることも多い。そのため現場に出向くっていうことは非常に重要であると思っている。

(委員)

- 例えば虐待や引きこもり等の困難事例を相談されたときには、福祉事務所の人や顔の見える包括支援センターの人とかを呼んで、一緒にどういう方向性で導くかを話し合うように伝えるが、専門職派遣の仕組みがあると顔の見える関係ができるためとても有用である。顔の見える関係を作ることで、その後チームを組んで、支援に繋げる上においても一番よい方法だと思う。

(委員)

- 電話相談についてケアマネジャー、ケアプランセンターや相談支援事業所への周知を、特段してこなかった。介護支援専門員協会等と連携して周知できると思うが、ケアマネジャー、相談支援事業所の相談支援専門員等が悩んでいるといった声は多いか。

(委員)

- 地域担当の地域包括支援センターに言いにくく、ケアマネジャーから基幹型地域包括支援センターに電話があったりする。ケアマネジャーの更新研修等があるのでそこで電話相談等の広報をすることもできると思う。新規採用職員で入った地域包括支援センターの職員は、今まで関わった職員に聞けば電話相談についてわかるが、聞かない場合知らないこともあると思う。自分で悩んでいるときにちょっと電話できる場所があればいいと思う。ケアマネジャーは自分ひとりで抱えることが多く、困難事例になってから地域包括支援センターに相談する人が多いのでその前に相談できる場所があればいいと思う。

(委員)

- 資料1の7ページに記載されている電話相談、専門相談で件数的に財産管理っていう件数が多い。3 士会からの提案概要で、専門職派遣して相談対応していくことに賛成である。税理士っていうのは財産の専門家なので、財産管理にスポット的に活用いただく。せっかく、行政書士会や税理士もいることですから。ご提案です。

③ 中核機関と地域の相談窓口との役割分担 (案)

(資料1「第3回大阪府成年後見制度利用促進研究会」(P.8からP.9)について事務局より説明)

(委員)

- 高齢者の場合は、ケアマネジャー、親族等のチームに地域包括支援センターが関わっている。権利擁護の案件が含まれていれば、中核機関に相談が来るので、資料1のP.8 どりほぼ動くと思う。しかし、障がい者の場合は地域の相談支援機関が数的にも少なく十分に機能していない。精神科の病院等のチームから直接相談が来ることもあり、申立のアドバイスをしたり、申立の際、市民後見人案件かという相談を受けたりしている。今は地域の相談支援機関がないのでそういうふうになっている。今後、相談支援機関が障がい者の分野できちっと位置づけられるのか不安であり、チームの方からいきなり中核機関にいろんな相談が来る可能性があるため、中核機関の役割について一定の整理が必要である。

(委員)

- 中核機関という名前のものが立ち上がると、どうしても期待が大きくなる。あそこに言ったら何か解決しそうということで、丸投げもされるし、過度な期待も寄せられると思う。中核機関の立ち上げ時から役割分担を明確にした上で市内に広報できたらと思う。

(委員)

- 中核機関が立ち上がれば、全部お願いできるとか、成年後見制度がうまくいくと思われている。過度な期待が寄せられ仕事が増えると、中核機関の本来の仕事ができなくなる。専門機関、市民に対して中核機関のあり方伝えていくのが大事だと思う。

(委員)

- 今後中核機関を作っていくが、既存の仕組み、機能を大切に、中核機関としての機能はコンパクトにしていくべきであると思っている、中核機関の役割が多くなると人も必要になるので、既存の機能を生かしながら既存の機関との役割分担をしながら、中核機関としてはコンパクトな機能にしていきたいと思っている。

(委員)

- 役割分担の理想は包括支援センター、障がいの基幹相談や委託相談がケース対応を中心に、中核機関が専門的に補完する形だと思う。中核機関の役割をしっかりと位置付けた上で始めないと名前だけで色んなところから丸投げ的に対応案件が集中する懸念をすごく感じる。当初は案件が少ないから対応できるだろうが、今後成年後見制度が利用促進されていく中で、中核機関の役割をしっかりと位置付けることは非常に重要なポイントである。また、相談窓口において、例えば、基幹相談支援センターと委託相談の位置づけが不明確な点もある。障がい者が65歳を超えたとき等、高齢と障がいでも役割分担が不明確である。以上から、中核機関だけでなく、その他の相談窓口との役割分担も明確にしていくべきである。不明確なところを橋渡しする手法として検討表の活用も効果的だと思う。案件の前さばきの段階で共通シートとなる検討表を活用することで、高齢も障がいも互いに同じ水準で共有した上で、役割分担できると思う。専門的な対応が必要な場合は中核機関につなぐといったトータルな仕組み作りと整理が必要だと思う。

(委員)

- 検討表はすごく良いが、例えば P.9 の検討表の右上に近隣からの苦情トラブルありなしとあるが、有りだった場合に保護の必要がありという項目がなかったり、負債・滞納のありなしとあるが不明の場合もある。一義的に受付するだろうが、相談を受けてすぐに全てを埋めるのが難しかったり、受け付けた職員がすぐに専門職に繋がらないといけない場合も考えられる。行政が市長申立をしている時間がなく、緊急にやらなきゃいけない場合に、行政、包括支援センター、支援者、本人も含めてみんなで裁判所に行き、本人を助けてくれということで、本人申立をする場合がある。一番最初に相談を受ける職員は判断がすごく難しいと思う。

(委員)

- 8 ページのところの現場の窓口になっている権利擁護機関や、行政の窓口職員が対応し、

申立支援の判断をする流れで、従前は良かったと思う。地域性とか、従前の状況に応じて中核機関に求められる四つの機能に濃淡があると思う。相談機能は機能不全に近い状態にあるので、初動期としては後方支援がかなり割合として多いと思う。ずっと同じトーンで、中核機関の四つの機能を動かしていくことは、無駄である。重点項目機能を決めて、評価・検討することが必要である。例えば、半年か1年に1回評価をして、機能や、役割分担の充実に向け、検討していくべきだと思う。初動期はよくわからず中核機関への丸投げが起ってしまうのは仕方ないことなので、是正していくためにも評価機能を入れる必要があると思う。

④ 受任の促進

(資料1「第3回大阪府成年後見制度利用促進研究会」(P.10からP.13)について事務局より説明)

(委員)

- 大阪府社会福祉協議会が今取り組んでいる内容は、利用促進機能の中のマッチングである。市民後見人の受任調整会議を毎月1回開いている。家庭裁判所から市民後見人推薦依頼があった際に、被後見人に適した市民後見人バンク登録者を検討し、適した人がいれば、家庭裁判所に推薦する仕組みである。今は市民後見人のマッチングだけであるが、社会福祉法人による法人後見の仕組みができれば、法人後見の受任調整機能が必要になると思う。中核機関の機能のうち、利用促進機能(受任調整)は核になる機能だと思う。利用促進機能(受任調整)を意識しないと、中核機関を設置しても機能しないと思う。利用促進機能(受任調整)をいかにアピールしていくかが重要だと思う。受任調整をし、そして支援していくという流れにも繋がっていくと思う。

(委員)

- 相談窓口では、後見相当なのか、そして誰を候補者にしたらよいか悩んでいると思う。検討表のようなものができればいいと思う。今市民後見人さんのバンク登録がだんだん減ってきて、受任調整できないという事情があるが、中核機関があって、きちんと受任調整できるようになれば、市民後見人の活用もできるのではないかなとは思っている。社会福祉法人で法人後見をしようかという話をよく聞くが、実際には二の足を踏んでいる。理由は担い手不足であったり、利益相反に該当するという不安があるという。一定何か基準を示してほしい。

(委員)

- 受任調整で、本人もしくは親族から、地域性とか、男性女性といったいろんな要望をま

ず汲取りたい。そして、市民後見人バンク登録者から、できるだけ近い人を数名ピックアップして、事前面談をとるべきだと思う。こういう被後見人だが、どうかということをやらないと、ミスマッチングが起こる恐れがある。

(委員)

- 法人後見を担っている立場で発言すると、利益相反のところでもナーバスになって、法人後見への参画を懸念するのはすごくわかる。法人後見をしている被後見人の中に、うちの法人のサービスを使っている人が1名いる。法人後見を担うときにそれはどうかという話もあったが、運営委員会等で、相談支援(マネジメント)する方が他法人にいるということと、今本人が落ち着いてる中でわざわざ外す必要はないという検討をされ、最終的に家庭裁判所が判断して今の現状がある。社会資源が少ない地域は、利益相反関係が起こり、法人後見を社会福祉法人が担うのは難しいと思う。法人後見を社会福祉法人が担えるかは地域性があると思う。

(委員)

- 東大阪市も市民バンク登録者はいるが受任している人が少ないのは、市が大きく山手の方や縦の交通事情が悪く、市民後見を依頼するにあたって、受任調整に苦勞していると聞く。本市では高齢者になると困難事例も多く、受任調整に苦勞をしていると聞いている。

(委員)

- 市民後見人バンク登録者数については一定数伸びているが、活動の場がないということで、受任調整の仕組みを考えていくべきだと思う。スピード感を持ってというお話もあり、そこで考えると、市の方で中核機関を持つ必要があるのかなとも考えている。仕組みについては今後中核機関の機能の一つとして考えていきたいと思う。

(委員)

- まだ、検討段階で具体的なイメージはないが利用促進、受任調整の観点でいうと、いろいろな困難ケースを繋いでいくのもあると思うが、日常生活自立支援事業の利用者等の身近なところから受任調整していくという観点も必要だと思う。

(委員)

- 現在市民後見人の待機期間が長く、モチベーションが下がっている現状がある。市長申立に市民後見人枠を作ったり、専門職からのリレー方式を検討したりすることで待機時間を短く、市民後見人が活動できる場所を一定確保できると思う。本市は特に社会福祉法人の社会貢献が盛んなところである。利益相反の課題をクリアできるような基準を作れば、法人後見に協力してくれる法人はかなりいると思う。

(委員)

- 後見人を大きく分けると、親族後見人と、第三者後見人がある。親族後見人になる案件は親族が直接申立をする。マッチングで問題となるのは、第三者後見人である。市民後見なのか専門職後見なのか、専門職の中でどの専門職がよいか問題となる。大阪府で、申立段階でのマッチングをはじめたが、専門職については団体のマッチングしかしていない。例えば弁護士がいいとなれば、弁護士会に、推薦依頼がきて、弁護士会から候補者出すという仕組みである。弁護士会の場合、圏域は限定していない。また推薦依頼があれば、通常は1、2週間で推薦を返している。推薦に時間がかかるのは、困難案件で、報酬もなく且つ中身もハードな案件である。マッチングで圏域が問題となるのは市民後見だと思う。市民後見人のマッチングでは、市町村の区割りや、交通の便等が関係する。圏域を広げれば、市境の市民後見人が隣市の市境に住む被後見人を担当するということもできる。大阪府では区割りではなく、移動時間を考慮してマッチングしている。そういう条件を満たす範囲で市町村の区割りを広げていくということはあると思う。

(委員)

- 現行の市民後見人は被後見人と同じ市町村に在住しており、30分ぐらいの近くのところで、週1回程度会いに行けることが条件である。もし広域を考えるのであれば、現行の考え方を踏襲するか、変えるかを詳しく検討しないといけないと思う。中核機関でマッチングを全件するのは困難であるため、市民後見案件や困難事案等に限定して丁寧にマッチングをし、それ以外は専門職団体に対しては、家庭裁判所がどういう職種がふさわしいか考えて振っていただくという、今の運用でいいと思う。困難事案は誰にとっても困難ではない場合もある。例えば複数後見を考えたり、後見人の交代を考えたりすることで困難事例ではなくなることもあると思う。そのようなことを可能にする体制が望ましい。
- 法人後見は、日本では件数も少なく、メリットやデメリットがあまり検討されていない。大阪府が法人後見に力を入れていくのであれば、法人に対する監督をしっかりとやってほしい、また実務をやっている専門職の意見も取り入れてほしい。どういう事案が、法人後見に適するかを検討し進めていかなければならないと思う。

(委員)

- 大阪府では今年度からマッチングを始めている。始めるにあたり、どういう事案が市民後見人相当であるかの波長合わせを、大阪家裁裁判所と約半年間毎月模擬マッチングを行った。法人後見相当事案かは申立をする市町村が決めるというのが原則だと思うが、最終判断をする家庭裁判所との波長合わせを検討することは必要である。法人後見は困難事案であるという考えのもと出発している。法人後見人の担い手がない地方では主に社会福祉協議会が法人後見をやっているが、大阪ではどういう事案が法人後見相当かを考える必要がある。資料では、担い手のところしか法人後見は書いてないが、養成(知識、利益相反等)等もやってほしい。また日常的に適切な法人後見活動なのかについての精査

や支援をどこが責任を持ってやるのか検討の必要がある。最高裁判所の流れからすると今後親族後見人の割合が増えてくると思う。大阪市でも親族後見人の支援は手探り状態である。親族後見人支援を各市町村が単独でやるのか、広域でやるのかも含めて、具体的な検討が必要だと思う。また支援を研修会にするのか相談会にするのかも考えていく必要があると思う。

(事務局)

- 何か全体を通して、何かあるか

(委員)

- 11月に国の成年後見制度の研修に参加して、特に印象に残っていることを一つ報告する。40万人程度の人口の市(近畿ではない)で、平成28年度までは年間の市長申立が1件程度だったが、権利擁護センターを設置して、平成29年度に7件ぐらいになり、平成30年度に20件台ぐらいになり、今年度は30から40件ぐらいの市長申立になると見込まれている。市長申立の件数を増やせばいいというものではないが、市の体制次第で市長申立件数が増えることを強く感じた。大阪の中でも、まだまだ中核機関の設置、市長申立について様子見というところが多いと感じる。市町村の取り組み方次第で、4年間ぐらいの間で、年間1、2件から年間30、40件になり、権利擁護の必要性を思い知らされた。ぜひ大阪府からも、府内の市町村に情報を発信していただきたい。

(委員)

- 法人後見をしていて、やればやるほど課題が見えてくる現状である。頼まれたからやるという社会福祉法人は断ってほしい。やらなくちゃいけないという使命感を持ってやってほしい法人後見でなく専門職後見でもよかったと思う人と、この人は法人後見で本当に良かったと思う人がおり、精査が足りなかったと反省している部分がある。その境目には、いろんな要因があるが、一つ言えるのは複数人で対応できるということが法人後見のメリットだと思う。時に顔を変えないといけなかったり、複数人で対応することで適切な意思決定支援ができたりする。法人後見を少人数体制でするのはメリットが少ないので法人後見担う社会福祉法人を今後増やしていくなら、人員確保をしてほしい。

(委員)

- 候補者を記載した現行の申立では、候補者が選任されるか否かは家庭裁判所が決定する。法人後見を候補者にした場合、候補者が必ず選任されるか。

(事務局)

- 法人後見においても調整した候補者が選任されるかは家庭裁判所が決めるためわからない。

(委員)

- 後見人候補者についての話を本人にするときが大変である。この人が後見人候補者っていう話をしながら、別の人かもしれないという話をする時に現在の課題がある。すでに本人と後見人候補者との関係性ができていて、本人が期待している場合、後見人候補者が選任されないときは本人説明が大変である。

(事務局)

- 前回の研究会で意見があった、リレー方式について現状はどうか。

(委員)

- リレー方式について、大阪府の市民後見人の企画会議で、毎月相談をしている。前回の研究会でもしっかりとスキームを作ってやっていくべきだとのこと意見があったが、現状で言うと、まだスキームを確定していない。対応市町村数が増える分少し変わるが、大阪市、堺市のスキームを参考にやっていきたいと思っている。今後家庭裁判所にスキーム案を見てもらい、ご意見をもらいたい。年度末までに形にし、モデルケースを1件でも早く作りたいと思っている。試行段階の間は、市民後見人の活動支援をしている専門職や、市民後見人活動を十分理解している専門職からのリレーに限定して取り組もうと考えている。大阪市・堺市と同様の形で、家庭裁判所と連携しながら、リレー方式を進めていきたいと思う。

以上